

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、医療施設を除く集計対象企業(「調査の説明」4及び7参照)についての結果をまとめたものである。

1 平均年齢及び平均勤続年数(表1)【集計表第1表】

調査産業計の男女計の平均年齢は40.9歳、平均勤続年数は17.3年、製造業ではそれぞれ40.6歳、17.0年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数

(歳、年)

産業区分・年	男女計		男性		女性	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
調査産業計	40.9	17.3	41.2	17.8	38.8	14.7
製造業	40.6	17.0	40.8	17.4	38.6	14.7
前回(令和6年)						
調査産業計	40.8	17.3	40.9	17.8	38.8	14.6
製造業	40.5	17.2	40.7	17.4	38.3	14.8

2 平均賃金(表2)【集計表第2表】

調査産業計の令和7年6月分の平均所定内賃金は412.8千円、平均所定外賃金は70.8千円、製造業ではそれぞれ401.0千円、69.0千円となっている。

表2 平均所定内及び平均所定外賃金

(千円)

産業区分・年	平均所定内賃金			平均所定外賃金		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
調査産業計	412.8	421.0	350.1	70.8	78.6	41.8
製造業	401.0	403.9	343.2	69.0	77.3	41.0
前回(令和6年)						
調査産業計	403.9	415.3	337.8	68.1	76.0	39.5
製造業	398.9	405.9	337.6	66.0	73.6	39.2

3 賃金構成比(表3)【集計表第3表】

令和7年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、調査産業計では、基本給92.4%、奨励給0.0%、職務関連手当2.7%、生活関連手当4.1%、その他の手当0.8%となっている。

製造業では、基本給 93.4%、奨励給 0.0%、職務関連手当 2.4%、生活関連手当 3.4%、その他の手当 0.7%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

(%)					
産業区分・年	基本給	奨励給	職務関連 手当	生活関連 手当	その他の 手当
調査産業計	92.4	0.0	2.7	4.1	0.8
製造業	93.4	0.0	2.4	3.4	0.7
前回(令和6年)					
調査産業計	91.0	0.1	2.9	5.4	0.5
製造業	92.0	0.1	2.6	5.0	0.3

4 交替手当制度(前回令和2年)(表4)【集計表第5表】

交替手当制度を採用している企業は調査産業計では87社(集計157社の55.4%)となっている。製造業では72社(同92社の78.3%)となっている。

調査産業計で「二交替制」の手当額をみると、「直別日額制」(直別(勤務時間帯別)に、1回の勤務につき手当を払う制度)は1直1,629円、2直2,331円、「一律日額制」(直別に関係なく1回の勤務につき手当を払う制度)は2,656円、「月額制」(1月の勤務につき手当を払う制度)は18,001円となっている。「三交替制」では、「直別日額制」は1直917円、2直1,299円、3直2,328円、「一律日額制」1,505円、「月額制」13,490円となっている。

表4 交替手当制度

(円)									
産業区分 ・年	二交替制				三交替制				
	直別日額制		一律 日額制	月額制	直別日額制			一律 日額制	月額制
	1直	2直			1直	2直	3直		
調査産業計	1,629	2,331	2,656	18,001	917	1,299	2,328	1,505	13,490
製造業	1,681	2,391	2,770	18,701	793	1,292	2,385	1,505	13,424
前回(令和2年)									
調査産業計	1,671	3,066	2,498	16,994	1,133	1,309	2,131	1,653	20,998
製造業	1,821	3,151	2,766	17,044	1,154	1,362	2,212	1,580	19,456

5 家族手当制度(表5)(前回令和2年)【集計表第6-1表、第6-2表】

家族手当制度を採用している企業は調査産業計では120社(集計157社の76.4%)、製造業では68社(同92社の73.9%)となっている。

調査産業計で家族手当の支給額をみると、対象者別では配偶者13.5千円、第1子

13.9 千円、第 2 子 11.6 千円、第 3 子 11.7 千円、親 8.5 千円となっている。順位別では第 1 順位 17.5 千円、第 2 順位 11.2 千円、第 3 順位 11.7 千円、第 4 順位 13.0 千円、第 5 順位 14.3 千円となっている。

表 5 家族手当制度

(社、千円)

産業区分・年	集計社数	制度あり	支給額(対象者別)					支給額(順位別)				
			配偶者	第1子	第2子	第3子	親	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
調査産業計	157	120	13.5	13.9	11.6	11.7	8.5	17.5	11.2	11.7	13.0	14.3
製造業	92	68	13.6	12.9	11.5	11.5	8.3	16.4	10.3	10.3	11.4	10.9
前回(令和2年)												
調査産業計	178	147	16.3	11.6	11.2	11.7	8.1					
製造業	103	84	15.6	10.3	10.0	10.4	7.4					

(注)平成2年の対象者別には順位別を含む

6 令和7年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(表7)【集計表第7-1表】

令和7年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では144社(集計153社の94.1%)で、要求内容は「ベースアップの実施」129社(要求があった企業144社の89.6%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」92社(同144社の63.9%)となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」102社(同144社の70.8%)、「個別賃上げ方式」32社(同144社の22.2%)となっている。

製造業では87社(集計91社の95.6%)で、要求内容は「ベースアップの実施」79社(要求があった87社の90.8%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」59社(同87社の67.8%)となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」64社(同87社の73.6%)、「個別賃上げ方式」18社(同87社の20.7%)となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では144社(要求があった144社の100.0%)で、妥結内容は「ベースアップの実施」127社(妥結した144社の88.2%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」96社(同144社の66.7%)となっている。

製造業では87社(要求があった87社の100.0%)で、妥結内容は「ベースアップの実施」79社(妥結した87社の90.8%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」62社(同87社の71.3%)となっている。

表7 令和7年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求 なし
		ベース アップの 実施	定期昇給 の実施・ 賃金体系 維持	その他	平均賃上 げ方式	個別賃上 げ方式	その他	
調査産業計 153社 (100.0)	144 (94.1)	129	92	18	102	32	11	9 (5.9)
	100.0	89.6	63.9	12.5	《70.8》	《22.2》	《7.6》	
《100.0》								
製造業 91社 (100.0)	87 (95.6)	79	59	12	64	18	7	4 (4.4)
	100.0	90.8	67.8	13.8	《73.6》	《20.7》	《8.0》	
《100.0》								
前回(令和6年) 調査産業計 158社	148	131	101	14	104	29	16	10
製造業 92社	87	78	63	7	64	15	8	5

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結 なし
			ベースアップ の実施	定期昇給の実 施・賃金体系維 持	その他	
調査産業計	144	144	127	96	21	-
	100.0	100.0	《88.2》	《66.7》	《14.6》	-
《100.0》						
製造業	87	87	79	62	14	-
	100.0	100.0	《90.8》	《71.3》	《16.1》	-
《100.0》						
前回(令和6年) 調査産業計	148	148	127	104	23	-
製造業	87	87	77	62	13	-

(注) 及び《 》内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

7 賃金改定の状況(表8、表9)【集計表第8-1表、第8-2表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では140社(集計156社の89.7%)で、うち令和6年7月から令和7年6月までの1年間で賃金改定があったのは133社(賃金表がある140社の95.0%)であった。

また、ベースアップを実施した企業は130社(同140社の92.9%)、ベースダウン

を実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は7社（同140社の5.0%）となっている。製造業では81社（集計91社の89.0%）で、賃金改定があったのは78社（賃金表がある81社の96.3%）、同期間にベースアップを実施した企業は76社（同81社の93.8%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は3社（同81社の3.7%）となっている。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度のある企業は調査産業計では135社で、全ての企業で定期昇給を実施した。製造業では79社で、全ての企業で定期昇給を実施した。

昇給額について、昨年と同額とする企業が調査産業計で76社（定期昇給を実施した135社の56.3%）、製造業で41社（同79社の51.9%）、昨年比で増額がそれぞれ38社（同135社の28.1%）、27社（同79社の34.2%）、昨年比で減額が15社（同135社の11.1%）、8社（同79社の10.1%）となっている。実施時期は4月～6月とする企業が最も多く、調査産業計で116社（同135社の85.9%）、製造業で68社（同79社の86.1%）となっている。

定期昇給制度がない企業は調査産業計で20社、製造業で11社となっている。

また、賃金カットを実施した企業は調査産業計では1社（集計157社の0.6%）、製造業では1社（集計92社の1.1%）となっている。

表8 賃金改定の状況
- 令和6年7月～令和7年6月 -

(1) 基本給部分の改定							(社、%)
産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金改定あり			改定なし (据え置き)	賃金表 なし	
		賃金改定あり	ベース アップ の実施	ベース ダウン の実施			
調査産業計							
156社	140	133	130	-	7	16	
(100.0)	(89.7)	(85.3)	(83.3)	(-)	(4.5)	(10.3)	
	<100.0>	<95.0>	<92.9>	<->	<5.0>		
製造業							
91社	81	78	76	-	3	10	
(100.0)	(89.0)	(85.7)	(83.5)	(-)	(3.3)	(11.0)	
	<100.0>	<96.3>	<93.8>	<->	<3.7>		
前回(令和6年)							
調査産業計							
162社	148	133	132	-	14	14	
製造業							
93社	85	80	79	-	5	8	

(2) 定期昇給の実施（定期昇給制度のある企業）

(社、%)

産業区分・ 年・定期昇給 制度の ある企業	実施 あり	昇給額			実施時期					実施 なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	その他	
		調査産業計 135社 (100.0)	135 (100.0)	76	38	15	8	116	9	
製造業 79社 (100.0)	79 (100.0)	41	27	8	4	68	5	1	-	-
前回(令和6年) 調査産業計 143社	143	71	55	15	6	121	15	-	1	-
製造業 83社	83	37	35	10	3	71	8	-	1	-

内の構成比は、無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

(3) 賃金カットの実施

(社、%)

産業区分・年・集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 157社 (100.0)	1 (0.6)	156 (99.4)
製造業 92社 (100.0)	1 (1.1)	91 (98.9)
前回(令和6年) 調査産業計 162社	1	161
製造業 93社	1	92

令和6年7月から令和7年6月までの1年間の労働者一人平均の賃金改定額(率)
(昇給分+ベースアップ分)をみると、調査産業計では18,844円、率で5.56%、製
造業では19,556円、率で5.82%となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では
額で13,716円、率で4.09%、製造業では額で14,491円、率で4.27%となってい
る。

表9 賃金改定額(率)

(円、%)

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	18,844	5.56	13,716	4.09
製造業	19,556	5.82	14,491	4.27
前回(令和6年)				
調査産業計	17,505	5.37	13,453	4.02
製造業	18,399	5.55	13,119	3.95

(注)「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

8 一時金支給額(表10)【集計表第9表】

令和6年年末一時金の一人あたり平均支給額は、調査産業計では993.8千円、月収換算2.4か月分、製造業では917.5千円、月収換算2.3か月分となっている。

令和7年夏季一時金の一人あたり平均支給額は、調査産業計では1,123.7千円、月収換算2.6か月分、製造業では977.9千円、月収換算2.5か月分となっている。

表10 一時金支給額及び月収換算月数

(1)年末一時金 (社、千円、月分)				(2)夏季一時金 (社、千円、月分)			
産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算	産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算
令和6年年末				令和7年夏季			
調査産業計	137	993.8	2.4	調査産業計	139	1,123.7	2.6
製造業	81	917.5	2.3	製造業	82	977.9	2.5
前回(令和5年年末)				前回(令和6年夏季)			
調査産業計	151	927.3	2.3	調査産業計	152	1,006.6	2.5
製造業	88	860.2	2.3	製造業	89	910.2	2.4

(注1) 「令和6年年末」とは令和6年9月～令和7年2月、「令和7年夏季」とは令和7年3月～令和7年8月の期間をいう。その前年についても同様。

(注2) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

9 モデル所定内賃金

(表11、表12、表13)【集計表第10-1表、第10-5表、第10-7表】

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術(総合職)は55歳で652.1千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳で503.5千円、高校卒生産は55歳で441.9千円となっている。製造業では大学卒事務・技術(総合職)は55歳で618.3千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳で

512.3 千円、高校卒生産は 50 歳で 440.7 千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 2.42 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.04 倍、高校卒生産 1.84 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.30 倍、2.07 倍、1.83 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である 22 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 91.8、高校卒生産は 89.2 となっており、55 歳ではそれぞれ 77.2、67.8 となっている。製造業では、22 歳ではそれぞれ 92.0、89.2 となっており、55 歳では 82.9、71.0 となっている。

表 11 モデル所定内賃金

(千円)

職種・学歴・ 産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）											
大学卒			(入社)	(3 年)	(8 年)	(13 年)	(18 年)	(23 年)	(28 年)	(33 年)	(38 年)
調査産業計	-	-	269.3	297.1	364.3	434.3	509.9	575.0	618.7	652.1	604.8
製造業	-	-	268.5	292.9	355.9	420.8	491.7	544.6	592.6	618.3	601.0
高校卒	(入社)	(2 年)	(4 年)	(7 年)	(12 年)	(17 年)	(22 年)	(27 年)	(32 年)	(37 年)	(42 年)
調査産業計	217.2	231.7	247.3	271.9	323.0	370.6	408.3	450.4	472.8	503.5	488.5
製造業	219.8	230.7	247.1	270.4	320.0	363.7	397.0	448.4	472.5	512.3	508.2
生産											
高校卒	(入社)	(2 年)	(4 年)	(7 年)	(12 年)	(17 年)	(22 年)	(27 年)	(32 年)	(37 年)	(42 年)
調査産業計	215.3	227.7	240.3	260.2	303.1	342.8	380.9	408.0	439.8	441.9	441.6
製造業	213.9	226.6	239.6	260.0	305.1	345.4	384.3	410.2	440.7	439.0	439.1

(注 1) モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注 2) 年齢ごとに回答企業数に違いがあり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 12 モデル所定内賃金の年齢間格差（55 歳 / 22 歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.42	2.04	1.84
製造業	2.30	2.07	1.83
前回(令和 6 年)			
調査産業計	2.49	2.14	1.92
製造業	2.38	2.10	1.91

表 13 モデル所定内賃金の学歴間格差

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	22 歳	55 歳	22 歳	55 歳
調査産業計	91.8	77.2	89.2	67.8
製造業	92.0	82.9	89.2	71.0
前回(令和6年)				
調査産業計	91.9	79.3	88.6	68.3
製造業	90.8	80.5	88.7	71.2

(注) 大学卒事務・技術(総合職)を100とした場合の水準

10 実在者平均所定内賃金

(表 14、表 15、表 16)【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

学歴、年齢別に男性の実在者平均所定内賃金のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 55 歳(平均勤続年数は 30.3 年)で 642.2 千円、高校卒事務・技術は 55 歳(同 33.1 年)で 462.6 千円、高校卒生産は 55 歳(同 33.6 年)で 424.9 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術は 55 歳(平均勤続年数は 29.7 年)で 562.9 千円、高校卒事務・技術は 55 歳(同 33.5 年)で 450.7 千円、高校卒生産は 55 歳(同 32.5 年)で 410.6 千円となっている。

実在者の平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 2.37 倍、高校卒事務・技術 1.88 倍、高校卒生産 1.74 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.10 倍、1.90 倍、1.71 倍となっている。

大学卒事務・技術(総合職)を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 22 歳で、高校卒事務・技術は 90.5、高校卒生産は 89.9 となっており、55 歳ではそれぞれ 72.0、66.2 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 88.5、89.8、55 歳ではそれぞれ 80.1、72.9 となっている。

表 14 実在者平均所定内賃金（男性）

（千円、年）

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
大学卒 事務・技術											
調査産業計	-	-	271.4	304.6	364.4	443.4	507.5	557.4	605.2	642.2	635.0
(平均勤続年数)			(0.3)	(1.8)	(5.9)	(9.5)	(14.3)	(18.1)	(23.4)	(30.3)	(32.1)
製造業	-	-	268.1	299.3	354.5	419.3	463.7	505.3	544.3	562.9	534.6
(平均勤続年数)			(0.3)	(1.6)	(5.4)	(8.8)	(13.6)	(16.6)	(22.0)	(29.7)	(30.3)
高校卒 事務・技術											
調査産業計	211.8	231.8	245.7	269.6	316.5	363.2	389.1	437.4	454.9	462.6	400.4
(平均勤続年数)	(0.3)	(2.0)	(3.9)	(6.5)	(10.9)	(15.4)	(17.3)	(24.0)	(29.2)	(33.1)	(34.0)
製造業	211.2	224.5	237.2	259.5	308.0	348.9	378.7	403.0	423.5	450.7	447.0
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.9)	(3.8)	(6.4)	(10.6)	(15.1)	(16.6)	(23.5)	(28.8)	(33.5)	(38.0)
高校卒 生産											
調査産業計	222.3	233.7	244.0	262.6	297.6	330.7	355.5	383.4	409.7	424.9	408.0
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.8)	(3.7)	(6.3)	(10.0)	(15.3)	(17.7)	(23.8)	(29.4)	(33.6)	(38.7)
製造業	217.5	229.7	240.8	260.7	298.2	331.4	357.7	380.8	398.8	410.6	397.2
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.8)	(3.7)	(6.4)	(10.2)	(15.6)	(18.0)	(23.9)	(29.1)	(32.5)	(38.3)

（注1） 実在者平均所定内賃金は、役付手当及び住宅手当を除外した額である。

（注2） 年齢ごとに回答企業数に違いがあり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 15 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男性・55歳 / 22歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	2.37	1.88	1.74
製造業	2.10	1.90	1.71
前回(令和6年)			
調査産業計	2.31	1.96	1.76
製造業	2.06	2.04	1.72

表 16 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男性）

産業区分・年	高校卒事務・技術		高校卒生産	
	22 歳	55 歳	22 歳	55 歳
調査産業計	90.5	72.0	89.9	66.2
製造業	88.5	80.1	89.8	72.9
前回(令和6年)				
調査産業計	88.4	74.8	88.5	67.3
製造業	84.9	84.4	86.7	72.6

(注) 大学卒事務・技術(総合職)を100とした場合の水準

11 モデル一時金(年間計)

(表 17、表 18、表 19)【集計表第 12-1 表、第 12-5 表、第 12-7 表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件(モデル所定内賃金のモデルに同じ。)に該当する者の一時金(年末及び夏季の賞与一時金)である。

学歴、年齢別にみた「モデル一時金」の年間計(令和6年末と令和7年夏季の合計)のピークは調査産業計では大学卒事務・技術(総合職)は55歳で3,816千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳で2,574千円、高校卒生産は50歳で2,285千円となっている。製造業では大学卒事務・技術(総合職)は50歳で3,500千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳で2,547千円、高校卒生産は50歳で2,325千円となっている。

年齢間格差を25歳に対する55歳の倍率で見ると、調査産業計では、大学卒事務・技術(総合職)2.55倍、高校卒事務・技術(総合職)2.05倍、高校卒生産1.84倍となっている。製造業ではそれぞれ2.45倍、2.00倍、1.82倍となっている。

大学卒事務・技術(総合職)を100として学歴間格差をみると、調査産業計では25歳で高校卒事務・技術(総合職)は83.9、高校卒生産は82.3、55歳ではそれぞれ67.5、59.3となっている。製造業では25歳でそれぞれ89.6、87.7、55歳ではそれぞれ73.4、65.4となっている。

表 17 モデル一時金（年間計）

（千円）

職歴・学歴・ 産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術(総合職)										
大学卒			(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	-	-	1,495	1,938	2,418	2,958	3,369	3,715	3,816	3,361
製造業	-	-	1,419	1,826	2,246	2,662	3,044	3,500	3,470	3,200
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	1,033	1,108	1,255	1,529	1,814	1,998	2,254	2,396	2,574	2,316
製造業	1,040	1,136	1,271	1,558	1,844	1,950	2,247	2,382	2,547	2,354
生産										
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	1,024	1,103	1,230	1,436	1,663	1,873	2,051	2,285	2,263	2,224
製造業	1,032	1,113	1,244	1,455	1,680	1,898	2,102	2,325	2,269	2,235

(注) 年齢ごとに回答企業数に違いがあり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 18 モデル一時金の年齢間格差（55歳 / 25歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.55	2.05	1.84
製造業	2.45	2.00	1.82
前回(令和6年)			
調査産業計	2.59	2.14	1.92
製造業	2.46	2.05	1.89

表 19 モデル一時金の学歴間格差

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	83.9	67.5	82.3	59.3
製造業	89.6	73.4	87.7	65.4
前回(令和6年)				
調査産業計	82.4	67.9	81.7	60.7
製造業	86.8	72.2	83.4	63.9

(注) 大学卒事務・技術(総合職)を100とした場合の水準

12 交替手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況

(表20)【集計表第13-1表】

常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある企業は64社(集計156社の41.0%)で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は59社(常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある64社の92.2%)、「減額」を支給する企業は1社(同64社の1.6%)、「その他」と回答した企業は4社(同64社の6.3%)となっている。製造業では常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある企業は52社(集計91社の57.1%)で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は48社(常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある52社の92.3%)、「減額」を支給する企業は1社(同52社の1.9%)、「その他」と回答した企業は3社(同52社の5.8%)となっている。

表20 交替手当制度の有無、常用労働者との比較

産業区分	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
調査産業計	156 (100.0)	64 (41.0)	59	1	4	84 (53.8)
		100.0	92.2	1.6	6.3	
製造業	91 (100.0)	52 (57.1)	48	1	3	34 (37.4)
		100.0	92.3	1.9	5.8	
前回(令和2年) 調査産業計	176 (100.0)	76 (43.2)	68	4	2	100 (56.8)
		100.0	89.5	5.3	2.6	
製造業	102 (100.0)	62 (60.8)	57	3	-	40 (39.2)
		100.0	91.9	4.8	-	

(注) 内の構成比は、無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

13 家族手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況（表 21）【集計表第 13-2 表】

常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある企業は 46 社（集計 147 社の 31.3%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 38 社（常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある 46 社の 82.6%）、
「減額」を支給する企業は 4 社（同 46 社の 8.7%）、
「その他」と回答した企業は 4 社（同 46 社の 8.7%）となっている。製造業では常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある企業は 31 社（集計 86 社の 36.0%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 27 社（常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある 31 社の 87.1%）、
「減額」を支給する企業は 3 社（同 31 社の 9.7%）、
「その他」と回答した企業は 1 社（同 31 社の 3.2%）となっている。

表 21 産業別家族手当制度の有無、常用労働者との比較

（社、%）

産業区分	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
調査産業計	147 (100.0)	46 (31.3)	38	4	4	101 (76.0)
製造業	86 (100.0)	31 (36.0)	27	3	1	55 (64.0)
		100.0	87.1	9.7	3.2	
前回(令和2年) 調査産業計	175 (100.0)	42 (24.0)	34	3	5	133 (76.0)
製造業	101 (100.0)	29 (28.7)	23	3	3	72 (71.3)
		100.0	79.3	10.3	10.3	

(注) 内の構成比は、無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも 100 にならない。

14 医療従事者一人当たりの基本給等（医療施設に関する調査結果）

（表 22）【集計表第 14 表】

医療従事者について、職種別に所定内賃金の額をみると、医師は 701,931 円（基本給 480,791 円、職務関連手当 134,428 円）、看護師は 338,563 円（基本給 279,854 円、職務関連手当 27,619 円）、准看護師は 298,088 円（基本給 230,715 円、職務関連手当 17,228 円）、理学療法士は 301,062 円（基本給 252,175 円、職務関連手当 16,214 円）、作業療法士は 294,451 円（基本給 245,108 円、職務関連手当 15,404 円）、診療放射線技師は 343,839 円（基本給 289,350 円、職務関連手当 17,584 円）、臨床検査技師は 330,007 円（基本給 285,204 円、職務関連手当 14,587 円）となっている。

表 22 医療従事者一人当たりの基本給等

（人、円）

職種	人数計	一人当たり平均（月）			
		所定内賃金	基本給	職務関連手当	うち資格手当
1 医師	6,935	701,931	480,791	134,428	43,142
2 看護師	26,234	338,563	279,854	27,619	3,032
3 准看護師	226	298,088	230,715	17,228	6,682
4 理学療法士	1,172	301,062	252,175	16,214	2,905
5 作業療法士	741	294,451	245,108	15,404	2,167
6 診療放射線技師	1,529	343,839	289,350	17,584	1,507
7 臨床検査技師	1,954	330,007	285,204	14,587	1,378

(参考) 常用労働者に当該手当制度がある調査対象企業における常用労働者以外の労働者への適用状況(表23)(前回令和2年)【集計表参考第1表、参考第2表】

常用労働者において当該手当制度「あり」と回答した企業のみについて集計したところ、常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある企業は60社(集計82社の73.2%)で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は56社(常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある60社の93.3%)、「減額」を支給する企業は1社(同60社の1.7%)、「その他」と回答した企業は3社(同60社の5.0%)となっている。

また、同様に家族手当については、常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある企業は46社(集計115社の40.0%)で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は38社(常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある46社の82.6%)、「減額」を支給する企業と「その他」と回答した企業はいずれも4社(同46社の8.7%)となっている。

表23 常用労働者以外の労働者への当該手当制度適用状況(常用労働者において当該手当制度がある調査対象企業のみ集計)

(社、%)

手当 (調査産業計)	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
交替手当	82 (100.0)	60 (73.2)	56	1	3	22 (26.8)
		100.0	93.3	1.7	5.0	
家族手当	115 (100.0)	46 (40.0)	38	4	4	68 (59.1)
		100.0	82.6	8.7	8.7	
前回(令和2年) 交替手当	103 (100.0)	75 (72.8)	68	4	1	28 (27.2)
		<100.0>	<90.7>	< 5.3>	< 1.3>	
家族手当	144 (100.0)	41 (28.5)	34	3	4	103 (71.5)
		<100.0>	<82.9>	< 7.3>	< 9.8>	